

平成 18 年度 愛知県環境審議会水質部会（第 1 回） 会議録

1 日時

平成 18 年 11 月 24 日(金) 午前 10 時から午前 11 時 30 分まで

2 場所

愛知県三の丸庁舎 601 会議室

3 出席者

(1) 委員

藤江部会長、小野委員、木村委員、丹羽委員、堀田専門委員、小栗特別委員（代理：東海農政局農村計画部資源課環境保全官）、本多特別委員（代理：中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長）、金井特別委員（代理：中部地方整備局企画部環境調整官）、谷山特別委員（代理：中部運輸局交通環境部環境課課長補佐）、佐藤特別委員、黒木特別委員（代理：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課課長補佐）
（以上 11 名）

(2) 事務局（愛知県環境部）

岩淵技監、（水地盤環境課）吉川課長、瀨瀨主幹、宗宮課長補佐、渡邊課長補佐、石黒主任主査、牧主査、吉田技師、角田技師、（環境調査センター）高田主任研究員

4 傍聴人等

なし

5 議事

- ・会議録への署名は丹羽委員、堀田委員が行うこととなった。

(1) 水質部会長代理の選任について

- ・部会長の指名により、木村委員が部会長代理に選任された。

(2) 第 6 次水質総量規制について

- ア 水質総量規制制度の概要
- イ 第 5 次総量削減計画の達成状況と伊勢湾の水質の現況
 - ・資料 1、2 及び 3 に基づき事務局から説明を行った。

< 質疑応答 >

[委 員] COD の環境基準達成率が思わしくないのは、内部生産の影響と理解してよいか。

[事務局] 国の試算によると、伊勢湾全体の COD の約 36% が内部生産、いわゆる植物プランクトンによる有機汚濁である。このことから原因となっている窒素、りんは削減が必要である。

[委 員] 200 人以下の浄化槽や、排水量 50m³ 以下の工場は総量規制の対象外となっているが、この数字を下げるということはできるのか。

[事務局] 法律の規定によるため、県の権限で対象を引き下げることが不可能である。小規模の事業場については、小規模事業場等排水対策指導要領及び条例に基づく上乘せ基準により指導を行っている。

ウ 第 6 次総量削減計画の策定と総量規制基準設定の基本的考え方

・資料 4 から 7 に基づき事務局から説明を行った。

< 質疑応答 >

[委 員] 資料 4 で、COD、りんに比べると窒素の削減割合が少ないが、どんな背景があるのか。

[事務局] 各県で発生源別に最大限削減可能な量を積算した結果である。また、処理技術の関係で、COD、りんは比較的簡単な凝集沈殿で対応可能であるが、窒素については、脱窒の技術はあるが施設が大がかりになり、全ての事業場に適用できるというわけではないという面もある。

[委 員] 中小企業への設備投資に対する配慮としてどのようなものがあるのか。

[事務局] 県では、公害防除施設の設置について県から融資するとともに、利子を全額補給するという制度をもっている。中小企業への援助は今後も続ける。

[委 員] 小規模事業場の負荷量も含めて評価しているのか。

[事務局] 含めている。

[委 員] この制度の大目標は、閉鎖性海域である伊勢湾の水質の改善である。しかし、5 次までの結果として、負荷量は目標どおりになったが、伊勢湾の水質は未だ改善されていないという状況である。対策として、資料 3 (13 ページ) には、「底泥からの溶出抑制や干潟における水質浄化等」とあり、資料 4 の国の方針にも「底泥除去や覆砂等」が挙げられている。発生負荷量の削減が議論の中心になるかと思うが、こういった目的に直接関わる内容に配慮した、総合的な考え方が必要である。

[事務局] 国における東京湾をモデルにしたシミュレーションで、失われた干潟の 1 割を造成することで、環境達成率の向上とともに貧酸素水塊の縮小が結果として出ている。また、伊勢湾の窒素、りんの負荷量の約 1 割から 2 割は底泥からの

溶出と言われている。このことから県の総量削減計画策定の考え方（資料 6）でも「水質浄化機能等を有する干潟の保全・再生及び底泥の除去等の底質改善対策の推進」を挙げている。今後も関係部局と協力して進めていく必要があると考えている。

[委 員] どのような対策を行うにしても、流入負荷を減らすのが大前提で、それを補うような形で浅場や干潟の造成といったことが出てくると思う。ただし、干潟の造成や覆砂は大規模な土木工事となりコストが発生するので、どのような対策が効率的かを考えるべきである。

[委 員] 排水処理はコストがかかるが、プロセス対策、発生源対策に重点を置いて指導すれば、それほど大きな負担はかからないと思う。

[委 員] 窒素とリンの C 値について、Co と Ci で引き下げ方が違っているが、これは 5 次の状況に即して改訂したと理解してよいか。

[事務局] 5 次の当時はデータが揃っていなかったが、今回は環境省が全国的に詳細なデータを集めて検討した結果である。

(3) その他

・資料 8 に基づき今後のスケジュールについて事務局から説明を行った。